

道路局発注工事における新技術の活用を推進します！

～新技術活用促進に向けた設計業務及び工事の試行発注～

道路局では、本年6月の公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正を踏まえ、建設工事の生産性・安全性向上を目的に、令和6年9月1日以降に発注手続きを行う設計業務委託から、新技術の積極的な活用の検討を徹底し、新技術が採用された場合は新技術活用工事として発注します。

現場の条件や特性に応じた各新技術の効果や有効性を局内で蓄積・共有し、他工事の設計に反映することで、更なる新技術の活用を促進します。

新技術活用に向けた試行発注については、次のとおりです。

1 設計業務委託

工事の規模、特性及び現場条件等(以下、「現場条件等」とする。)を勘案した、新技術(NETIS 登録技術)の活用の提案を求めます。

設計検討により新技術が採用された場合は、「**発注者指定型新技術活用工事**」とします。

工事契約後に請負人と監督員が協議のうえ適用可能な新技術が複数ある場合は、「**選択肢提示型新技術活用工事**」とします。これらを設計成果として取りまとめた場合は、成績評定の加点の対象とします。

2 発注者指定型新技術活用工事

工事発注段階で、新技術に要する費用を計上し、当該新技術に期待する効果等を明示して発注します。請負人は、工事完了後に新技術に期待される効果が発揮できたか検証し、報告することで、成績評定の加点の対象とします。

3 選択肢提示型新技術活用工事

工事発注段階で、標準積算基準書により積算し、選択可能な新技術のリストを明示して発注します。契約締結後に、請負人と監督員の協議により効果が期待できる新技術に設計変更を行い施工します。請負人は、工事完了後に新技術に期待される効果が発揮できたか検証し、報告することで、成績評定の加点の対象とします。

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



【参考】公共工事の品質確保の促進に関する法律

(基本理念)

第3条 1～11 省略

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

13～15 省略

(発注者の責務)

第7条 1 省略

2 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

3～15 省略

お問合せ先		
道路局技術監理課長	木村 修平	Tel 045-671-2754



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

